

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2013-52279(P2013-52279A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2012-275570(P2012-275570)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月26日(2013.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

このような不正行為に対処すべく、近年では、基板ボックスに、固有の識別情報を有するシールを第1ケース部材と第2ケース部材とに跨って貼り付けるようにしたものが提案されている(例えば、特許文献1参照)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

ところで、上記特許文献に記載された制御装置は、該制御装置を識別可能な固有の情報を有するシールを露出した状態で貼着しているため、不正行為者が再利用目的でシールを不正に剥がし易い。そこで、シールを保護するカバーを装着することが考えられるが、単にカバーを装着しただけでは、不正行為者がシールを損傷させずにカバーを取り外し、露出したシールをきれいに剥がしてしまう虞がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

そこで、本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、シールの不正な再利用を阻止することが可能な遊技機を提供しようとするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明は、上記目的を達成するために提案されたものであり、請求項1に記載のものは、遊技制御実行用の電子部品が実装された制御基板と、該制御基板を内部に収納するための基板ボックスとからなる制御装置と、該制御装置を識別可能な固有の識別情報を有するシールと、を備え、前記基板ボックスには、前記シールを貼着するための貼着部を備えた遊技機において、

前記貼着部に装着されて当該貼着部に貼着された前記シールを被覆することが可能なカバー部材と、

該カバー部材を所定方向にスライドさせることで前記基板ボックスから取り外し可能とするカバースライド機構と、

前記貼着部に貼着された前記シールを切って破壊するためのシール破壊機構と、を備え、

前記シール破壊機構は、

前記カバー部材のスライド方向に沿って前記貼着部に形成される破壊用凹部と、

前記カバー部材に形成されて前記破壊用凹部内を移動可能な破壊用凸部と、を備え、

前記シールは、前記破壊用凹部を覆う状態で前記貼着部に貼着され、

前記破壊用凸部は、前記カバー部材が前記貼着部に装着された常態においては、前記破壊用凹部に進入しない位置に配置され、前記カバー部材が前記所定方向にスライドすると、前記破壊用凹部内を移動して前記シールのうち前記破壊用凹部を覆う部分を切って破壊することを特徴とする遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2に記載のものは、前記基板ボックスは、第1ケース部材と第2ケース部材とを有し、

前記第1ケース部材と前記第2ケース部材とを閉状態で固着して封止するための第1封止機構と、

前記第1封止機構の破壊後に前記第1ケース部材と前記第2ケース部材とを閉状態で固着して再封止するための第2封止機構と、備え、

前記第2封止機構を前記第1封止機構よりも破壊し難い構成としたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によれば、制御装置を識別可能な固有の識別情報を有するシールの不正な再利用を阻止することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

そして、遊技盤5の裏面のうち、裏機構盤18の開口窓部19から臨む部分に、略矩形状の大きな遊技盤カバー28を備えた裏側ベース29と横長な装着ベース30とを上下に並べた状態で配置し、上側の裏側ベース29の内部には、サブ制御装置の一種である演出

制御装置（図示せず）を装着し、下側の装着ベース30の裏面側には、メイン制御装置である遊技制御装置32（本発明における制御装置に相当）を着脱可能な状態で装着している。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

次に、遊技制御装置32について説明する。

遊技制御装置32は、遊技盤5の左右方向に沿って延在する薄い箱状のユニットであり、図3に示すように、透光性を有して内部を透視可能な樹脂製（例えば無色透明な樹脂製）の基板ボックス34と、該基板ボックス34内に収容された矩形状の制御基板35と、当該遊技制御装置32を識別するための電子タグシール36（本発明におけるシールに相当）と、該電子タグシール36を保護する保護カバー部材（カバー部材）37とを備えて構成されており、制御基板35にはCPU等からなる遊技制御実行用の電子部品35aや配線接続用の配線コネクタ35bを実装している。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

左側封止ユニット47Lは、第1ケース部材41と第2ケース部材42とを閉状態で固着して封止するための左側封止機構66（本発明における第1封止機構の一種）と、該左側封止機構66の破壊後に第1ケース部材41と第2ケース部材42とを閉状態で再固着して再封止するための左側再封止機構67（本発明における第2封止機構の一種）とを上下に並んだ状態で備え、左側封止機構66を基板ボックス34の下寄りに配置するとともに左側再封止機構67を基板ボックス34の上寄りに配置している。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

右側封止ユニット47Rは、第1ケース部材41と第2ケース部材42とを閉状態で固着して封止するための右側封止機構86（本発明における第1封止機構の一種）と、該右側封止機構86の破壊後に第1ケース部材41と第2ケース部材42とを閉状態で再固着して再封止するための右側再封止機構87（本発明における第2封止機構の一種）とを上下に並んだ状態で備え、右側封止機構86を基板ボックス34の下寄り（貼着ベース44寄り）に配置するとともに右側再封止機構87を基板ボックス34の上寄りに配置している。

【手続補正11】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技制御実行用の電子部品が実装された制御基板と、該制御基板を内部に収納するため

の基板ボックスとからなる制御装置と、該制御装置を識別可能な固有の識別情報を有するシールと、を備え、前記基板ボックスには、前記シールを貼着するための貼着部を備えた遊技機において、

前記貼着部に装着されて当該貼着部に貼着された前記シールを被覆することが可能なカバー部材と、

該カバー部材を所定方向にスライドさせることで前記基板ボックスから取り外し可能とするカバースライド機構と、

前記貼着部に貼着された前記シールを切って破壊するためのシール破壊機構と、を備え、

前記シール破壊機構は、

前記カバー部材のスライド方向に沿って前記貼着部に形成される破壊用凹部と、

前記カバー部材に形成されて前記破壊用凹部内を移動可能な破壊用凸部と、を備え、

前記シールは、前記破壊用凹部を覆う状態で前記貼着部に貼着され、

前記破壊用凸部は、前記カバー部材が前記貼着部に装着された常態においては、前記破壊用凹部に進入しない位置に配置され、前記カバー部材が前記所定方向にスライドすると、前記破壊用凹部内を移動して前記シールのうち前記破壊用凹部を覆う部分を切って破壊することを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記基板ボックスは、第1ケース部材と第2ケース部材とを有し、

前記第1ケース部材と前記第2ケース部材とを閉状態で固着して封止するための第1封止機構と、

前記第1封止機構の破壊後に前記第1ケース部材と前記第2ケース部材とを閉状態で固着して再封止するための第2封止機構と、備え、

前記第2封止機構を前記第1封止機構よりも破壊し難い構成としたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。